タイムズクラブ会員規約　新旧対比表

改定前	改定後
第17条（当クラブサービスの一時的な中断） 1．当クラブは、以下のいずれかの事由が生じた場合には、会員に事前に通知することなく一時的に当クラブサービスを中断することができるものとします。 （1）当社および当クラブ設備の保守を緊急に行う場合 （2）火災、停電若しくは地震、噴火、洪水、津波等の天災により当クラブサービスの提供ができなくなった場合 （3）戦争、変乱、暴動、騒乱、労働争議等により当クラブサービスの提供ができなくなった場合 （4）その他、運用上又は技術上当クラブが当クラブサービスの一時的な中断が必要と判断した場合	第17条（当クラブサービスの一時的な中断） 1．当クラブは、以下のいずれかの事由が生じた場合には、会員に事前に通知することなく一時的に当クラブサービスを中断することができるものとします。 （1）当社および当クラブ**の設備（通信設備を含む）、システム、ソフトウェア等**の保守を緊急に行う場合 （2）火災、停電若しくは地震、噴火、洪水、津波等の天災により当クラブサービスの提供ができなくなった場合 （3）戦争、変乱、暴動、騒乱、労働争議等により当クラブサービスの提供ができなくなった場合 **（4）システムに負荷が集中した場合、又はセキュリティ上の問題があると当社が判断した場合** （5）その他、運用上又は技術上当クラブが当クラブサービスの一時的な中断が必要と判断した場合 **第19条（通信設備、システム、ソフトウェア等の変更及び免責）** **1．当社は、会員への事前の通知、承諾なくして、当社の裁量により、当クラブサービスに係る通信設備、システム、ソフトウェア等について修正、アップデートを行い、又は使用を終了することができ、これに起因して会員が被った損害について一切責任を負わないものとします。** **2．当社は、当社のホームページ、サーバ、ドメイン等から送られるメール、コンテンツ等に、当社の責に帰すべき事由による場合を除き、コンピューターウイルス等の有害なものが含まれないことを保証しません。** 第19条を新たに追加することに伴い、従前の第19条を第20条に変更する。 従前の第20条以降も同じ。